



2015. 2.25 No.13

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEL 011-594-8454

FAX 011-594-8455

URL <http://tomari816.com>

E-mail info@tomari816.com

郵便振替口座 02790-1-100850

裁判に勝利し、泊を廃炉に！

―裁判所の姿勢変える闘い―

弁護団長 市川 守弘

いつまで続くこの裁判！

東日本大震災、福島第一原発事故から4年が過ぎようとしています。泊原発訴訟も3年半を迎えます。この間、多くの原告、支援者の皆様から「いつたいこの裁判はいつまで続くの？」という質問を受けました。廃炉訴訟では原告側は主として原発そのものの危険性や地震の危険性について主張していきましました。具体的には基準地震動として設定している550ガルの間違い、実際には4000ガルのを超える地震動もあり得ること、泊の近くに大きな活断層があるこ



と、したがって泊原発は事故を起こす危険性が高いことを主張してきました。しかし北電側は、これらにまともに反論しないばかりか、一切具体的な主張をせずにだままりを続けています。本来北電が「安全だから再稼働」と言っているのですから、地震に対する安全性も北電側が積極的に主張するはずですが、それをしないのです。3年近く弁護団は、原告側の主張に対し、具体的に反論し主張するように北電に詰め寄りましたが、「何かを待っている」姿勢は変わりませんでした。その理由は次に述べますが、弁護団は、「北電側の主張をさらに叩く方法」から「こちらからさらに事故発生

規制委員会の審査まち

川内原発が一つの例ですが、九州電力は規制委員会の審査が終わるまで北電と同じようにだままり

を続けました。審査結果が出た途端に、大量の文書を提出し、規制委員会の審査が通ったことを強調しました。大飯原発のときも関西電力は当初ずっとだままりを続け、裁判所から促されて最後になっていろいろ主張をしました。が、遅きに失し住民勝訴判決になりました。

全国の電力会社は、訴訟に対しては規制委員会の結論が出るまでは引き伸ばし、審査の結果が出てから一気に勝負に出ようとしていたのです。北電もその方針なのだということがわかってきました。

裁判所と国策事業

原発は、国策です。昨年の与党圧勝を受けて政府はより一層、再稼働、大間新設へと突き進んでいます。この国策に対して冷静に住民の命と暮らしを守る役割が裁判所には求められますが、はたして裁判所はこの国民の願いに応えられるのか、が問題なのです。

規制委員会待ち、というのは、電力会社が裁判所は規制委員会の判断に従うという思惑があつてのことです。規制委員会自らが「安全性審査ではない」と言っているにもかかわらず、なぜ裁判所はこのような姿勢なのでしょう？

それは、裁判所は国の政策には従うという暗黙の前提があるからです。廃炉の会が出した泊原発の本にも書かれています。70年代の司法の反動化と言われた時期を境に日本の司法は「憲法に従った

自由な裁判所」から官僚司法へと変わったのです。この例は、多くの冤罪事件、砂川事件、長沼ナイキ事件などの安保・自衛隊訴訟など枚挙にいとまがありません。

裁判所を変える闘い

しかし、私たちはこの裁判所の姿勢を変えなければなりません。原発が今の政府の中心国策であればあるほど裁判所を変えなければならぬのです。この闘いは容易ではありません。「理屈で勝つても政治力で負ける」からです。

私たちは、多くの世論で裁判所を包囲するしかありません。国民の大多数が原発を要らないと考えていることを裁判所に突きつけるのです。訴訟と運動が両輪という意味はここにあるのです。訴訟で明らかになった事実を広く国民に伝えつつ、国民の多くが裁判所を包囲し正義の実現を訴えていく、という裁判と運動が一体となった闘いが求められます。

泊原発はいらないという道民は大多数を占めているはずですが、しかし依然廃炉の会の会員(賛同人)は、1万人にも達していません。私たちは裁判所を変えるために廃炉の会を大きくし、その活動の幅をもっと広げなければなりません。時間がかかる裁判の根底にあるものを打ち破る闘いが、私たちの活動にかかっているのです。

裁判に勝利し、泊原発を廃炉にするために、皆さんのご支援とご協力を心からお願いいたします。

次回口頭弁論

2015年4月28日(火) 15:30から

場所/札幌地方裁判所

第12回 法廷だより

2015年1月27日、第12回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

やや暖かさが感じられる中
傍聴席は満員でした。

2015年1月27日午後3時30分より札幌地裁で、第12回口頭弁論期日が開かれました。この日はこの時期の札幌にしては暖かい日で、そのせいか傍聴席は満席となりました。

今回の期日では、まず裁判官が一部交代したため、弁論の更新という手続が行われました。次に、被告側から準備書面(6)が、原告側から準備書面(6)が陳述されました。また、原告側からの証拠も提出されました。

廃炉こそ唯一の
正しい選択

その後、原告団最高齢とい

う小林善樹さんが、元機械工学エンジニアの目から見て、原発は人間の手に負えないものであり、廃炉こそが唯一の正しい選択肢である旨の意見陳述を行いました（意見陳述の内容は3ページ）。

原告の今回の主張を
弁護団が口頭説明

小林さんの意見陳述に続いて、今回提出した原告側の準備書面(6)の要旨を、弁護団の弁護士が法廷で直接説明しました。

まず、菅澤紀生弁護士が前半部分の要旨の説明を行いました。まず、被告がストレステストやクリフエッジの意義を弱めようとする主張をしていることに反論して、それらの重要性について、大飯原発



についての福井地裁判決を引きつつ説明しました。その上で、泊原発のストレステストにおけるクリフエッジを前提に、それを超える地震が起る可能性は全く否定できないことを主張しました。また、震源を特定せず策定する基準地震動について被告が主張を補充しないことを指摘し、遅くとも次々回までに主張されなければ、この点について被告はそれ以上反論しないものと扱うべきである旨を述べま

した。

続いて準備書面の後半部分について、市川守弘弁護士から要旨の説明を行いました。まず、被告は原子力発電所について、相対的安全性で足りると主張していたところですが、3・11の被害の甚大さや、廃炉費用や万一の場合の被害回復費用も考慮すると、従来の相対的安全性という考え方を見直す必要があります。原子力発電所が極めて高度の安全性を備えているかどうか、裁判所は規制委員会の基準とは異なる基準で判断するよう求めました。その上で、国土交通省のダム耐震マニュアルを引用し、ダムの場合でも発生確率が低くても大きな地震が発生することを前提に耐震性能を確保しなければならぬところ、それよりも事故時の被害が大きい原子力発電所について、被告は発生確率が低くても大きな地震が発生した場合についてほとんど

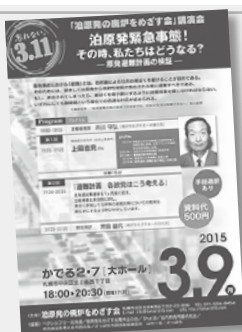
検討していないことを指摘し、改めて被告に反論・説明を求めました。

次回期日は、4月28日午後3時30分からです。次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責・竹信航介)

3・9講演会のお知らせ

泊原発に緊急事態が起きたら
私たちはどうなるのか？
専門家の立場から、
政治の立場から検証します。



第12回 口頭弁論意見陳述

原告 小林 善樹

原告の一人である小林善樹です。ひと月後には81才になる元機械工学エンジニアです。1956年北大の機械工学科を卒業してから28年間函館の造船所で主に商船機関部のプラント設計に携わっておりましたから、原発の構成機器についてはそれなりの知見を持っております。

技術屋の目から見て

2008年に札幌に引っ越し、老後を過ごすつもりでしたが、2011年の3・11事故に遭遇し、脱原発運動に邁進する途を選び、生きていくうちになんとかして原発をなくしてしまいたい、との強い想いで本訴訟の原告になっております。北電の株主でもあり、リスクの大き



すぎる原発は廃炉にして、原発を使わない健全な経営を目指すよう株主提案を続けております。技術屋の眼から見て、核エネルギーを制御しながら利用する原発というシステムは、人間の手にも負えるものではない、と考えています。原発は人類と共存できるものではありません。原発を制御できるなどという考えは技術者のとんでもない思い上がりだと思っています。人間は完璧な製品を作ることはできないし、製品は必ず壊れるものがあり、寿命もあります。また人間は間違いを犯すものなのです。私は子どもの頃から、「ヒトさまに迷惑を掛けてはならない」ということを信条として守って来ました。これは倫理の基本、社会生活の基本だと考えています。この考えからすると、原発という代物は全くもってヒトさまに迷惑をかけるものであり、倫理上許されざるものと言えます。ウラン鉱石の採掘現場で、精錬の過程で、濃縮・加工工場で、原発そのものの運転・整備の現場で、そして核廃棄物処理の過程で、作業員に放

射線被曝を強いているのです。

原発がなくても凍死などしない

北海道では3年前の5月5日以降原発は動いてはいません。原発がなければ、電力が足りなくなるのではないかと、凍死する人が出るなどとデマを飛ばした人がいましたが、三冬目のこれまで凍死した人なんかいませんでした。私は毎日発表されている「でんき予報ほくでん」のこれまでのデータを分析して、原発がなくとも、電力が足りなくなることはないことを確信しています。電力料金の値上げと再値上げに触発されて省エネの気運はますます高まっていますし、来年度の電力自由化もあり、新たに参入した電力事業者からの買電も進んでおります。また、北電も、京極の揚水発電所各20万kWを昨年、今年と2基動かしますし、石狩港に建てる熱効率の高いLNGガスコンバインド発電各57万kWを18年、21年、28年と順次稼働させる予定です。私たちの国、日本列島は世界にただ一つ四つのプレートがぶつかり合い、地殻変動がとつても激しい地震国、3・11の巨大地震は日本列島周辺の地殻変動が活動期に入っていることを示しており、御嶽山の噴火や、日本各地での連日の地震発生の

ニュースには不気味ささえ感じられます。この国の国土がいかにひびだらけ、断層だらけなのかがよくわかるテレビ映像が先日放映されていました。この国に原発を作ったことはそもそも間違いだったのだ、と考えています。

原発は地球温暖化対策となるのか

昨年5月21日に判決が出された「大飯原発3、4号機運転差止訴訟」におきましては、画期的な判決が出されたことはみなさんご承知のことと思います。「生存を基礎とする人格権は最高の価値を持つものであって、発電コストがどうのこうの、という経済問題とはレベルが違うのだ」という趣旨の判決は、司法権が独立していることを示してくれた画期的な判決と高く評価しております。

経済産業省が、「地球温暖化対策として原発は不可欠である」というようなことを考えているようですが、炭酸ガスなどの温室効果ガスの増加が主因であるとするIPCCの結論には異論を唱える学者もおります。原発は発電出力の約2倍の熱量を海に放出しているのです。100万kWの原発は200万kWという膨大な熱量で海水を加熱しているのです。これはそのま

ま地球を温暖化しています。また、ウラン鉱石採掘、輸送、精錬、濃縮、加工の各過程で化石燃料を燃やし、炭酸ガスを放出しているのです。原発は地球温暖化対策にはならないのです。原発はいったん事故を起こすと、山も、森も、川も、海も、放射能で汚染してしまうのです。

私の子どもたちへ

先月亡くなったフォークシンガーの笠木透さんが93年に作詞作曲された「私の子どもたちへ」という感動的な歌があります。3・11の事故後まもなく4年にもなるというのに、福島の子どもたちが今もまだ外を駆け回ることができない状況を知ると、その3番の歌詞は、原発を容認して来た私たちの心にぐさりと突き刺さる想いがします。紹介しますと、

生きている君たちが、生きて走り回る土を
あなたに残しておいて、やれるだろうか、父さんは
目とじてごらんない、山が見えるでしょう
近づいてごらんない、コブシの花があるでしょう
廃炉こそが、災害を防ぐための唯一の正しい選択肢なのです。
裁判長ならびに裁判官のみなさん、賢明な判断のほどを心からお願いいたします。

第12回口頭弁論傍聴記

泊原発廃炉の会・そらち 副会長

柿原郁子

裁判を傍聴したのは2回目でしたが、「わからない」ということで頭がいっぱいになりました。傍聴記を書くことを引き受けて、抽選無しで最前列に座らせてもらったのに「どうしよう」とうろたえてしまいました。頼ったのは、『HAIROニュース』に載っている傍聴記でした。傍聴記を読もうと『ニュース』を取り出して目に入ったのが、1ページ目に載っていた「法廷だより」でした。

そこには、法廷用語の解説や裁判の手続きについての説明も書かれていました。また、2013年春には、「裁判の仕組み勉強会」が開かれ、「何度、口頭弁論を傍聴しても、裁判がどんなふうに進んでいくのかまったく分からないとか、弁護団からきちんとした説明が欲しい」という意見が出され、市川弁護士から、今後は会員にわかりやすく伝える努力をしたいという回答がありました。」という記事も。

何度も傍聴している人でも「わからない」ようだし、弁護士さんもそれを判っていて、努力していることも「ニュース」を拾い読みしてわかりました。今回の「原告意見陳述」は、小林善樹さんでした。（3ページ参照）小林さんは、話し始める前に「5分以内で」と念をおされていました。小林さんは丁寧に準備された原稿を聞き取りやすい早さで読み上げ、5分丁度で終わりました。閉廷後の報告会で小林さんは、「準備したけれど5分に納めるためにカットしたことを」と、切々と話されました。隣に座っていた私には、法廷で話せなかった小林さんの無念さがひしひしと伝わってきました。法廷は、3時半に始まり4時少し過ぎに終わりました。時間はあったのですが、もう少し時間をもらえないものかと思いました。

◆海渡さん 講演会感想

十勝連絡会代表 中村 廣治



海渡（かいど）さんの講演を聞いて、大きな勇気と確信をもらいました。

海渡さんは、1981年に弁護士になり、もんじゅ訴訟を担当してから30年以上一貫して原子力関連訴訟に携わって来ています。A4版24枚の資料とスライドで行われた講演は、中身の濃いものになりました。

「福島原発事故を忘れるな 事故の現実から出発しよう」、「福島原発事故後の日本でどうやって脱原発を実現するか」、「原発訴訟の歴史を振り返る」の順に話があり、「3・11以後の原発訴訟」の項では、2011年7月16日に脱原発弁護団全国連絡会を結成し、全国に広がる原発訴訟ニューウェーブを起こしてきたこと、そして、大飯原発訴訟で勝訴判決を勝ち取ったことを話しました。

①不幸な事故を契機に仲間が何倍にも増えた、②原発を止めたいという思いは多くの国民の共通認識となった、③民主主義が機能している社会では必ず実現するはず、実現させなければならないとして、「原発は私達の知恵と力で止められる!」と、力強く訴えました。最後に、福井地裁判決を糧に、福島悲劇を忘れず、被害者を支え、再稼働に反対し、一緒に頑張ろう、もう一度脱原発の大きな流れを作ろうと講演をまとめました。

「私たちの敵は忘れる事である」という警句を忘れず、共に頑張りましょう。

□頭弁論報告会

第12回口頭弁論は、1月27日午後3時30分から開かれました。千葉県からの初参加者をはじめ各地から76人の傍聴希望者が集まり、傍聴抽選の結果、68人が傍聴し、8人が外れました。口頭弁論と並行して北海道高等学校教育センターで開かれた集会には6人が参加し、村田三郎さんのDVD「被曝とは②こどもの被曝・労働者の被曝」を鑑賞し、あらためて放射線とその影響についての理解を深めました。

口頭弁論終了後の報告会は、午後4時30分から北海道高等学校教育センターで開かれました。弁護団からは、団長の市川守弘弁護士、事務局長の菅澤紀生弁護士、竹信航介弁護士の3人が出席しました。集会ではまず、廃炉の会世話人会を代表して、マシオン恵美香さんが挨拶し、

15人で構成する世話人会の活動領域、および自身が担当する原子力防災プロジェクトチームの取組みと焦点となる課題について説明しました。続いて、今回の意見陳述者・小林善樹さんが、法廷では時間制約上削除せざるを得なかった内容を陳述に補足する形で熱く語ってくれました。この中で小林さんは、技術的側面から見た原子炉の設計上の危険性と核燃料サイクルの矛盾の数を、具体的根拠に基づいて指摘しました。

この後、訴訟の見通しについて説明に立った市川弁護士は、泊原発訴訟が廃炉を求める「本案」であり、仮であっても原発停止を求め比較的早く結論が出る「仮処分の手法」とは異なる点を説明し、現段階は「相撲で言えば序の口」と表現しました。その上で、今後は「できる主張はどんどん主張していく」方向性を提示し、裁判と並行して「被告に再稼働を諦めさせる運動をいかに作り上げていくかが大事だ」と強調しました。今回の裁判内容については説明した菅澤弁護士は、全国の裁判の流れと論点も絡めて解説し、今後も北海道電力側が主張も反論もせず「黙っている」姿勢が続くという見通しを示しました。

（事務局・志堅原郁子）

泊原発近隣地区で

防災アンケートを実施

防災・避難プロジェクト

深町 ひろみ
マシオン恵美香

二年にわたって継続している「泊原発周辺13ヶ町村の原子力防災に関する研究調査」で、住民に加え事業所向けにもアンケートを実施することが、昨春秋、廃炉の会の世話人会で承認されました。北海道が描く避難計画や訓練内容がより現実的なものになるよう、調査結果を反映していただきたいという意図もあります。

事務局の尽力により、北海道原子力防災訓練に参加した施設及び団体、約230件余へ、アンケートへの協力を依頼するお便りを、本年1月9日付けで発送しました。事業所からの回答は既に返送され始めていますが、現地調査では未回答の施設へのご挨拶と回収を兼ね、お手紙を出していない場所へも飛び込みで訪問し、協力をご依頼しながら、冬期間のうちに各地域の除雪と道路状況等の事情や対策についても聞き取りをする共に、想定したストーリーごとに移動に要する時間を記録しました。

この現地調査の方法は、手探りの上、始まったばかりのため、小野有五共同代表が高木基金への調査報告書をまとめてくださった後も継続すべきと、現時点で感じています。

アンケート依頼先は福祉、介護、医療、教育、保育施設、役場

または公の出先機関、飲食、宿泊、小売店を含む観光ポイントなど。事業所の聞き取りの中で、協力的な施設では、対応された責任者個人として住民向けアンケートにもお答えいただきました。

お住まいが併設される事業所の中には、有事の際にはお客様など家族以外の方への責任が重く掛かってくるという声、生活者として、家族に要配慮者がいることにより避難に困難が生じるであろうとの声も聞かれ、海岸地域の特殊な立地条件、限られる避難路の渋滞、原発から近過ぎる距離のために、「通報を受ける時点で自らは被曝してしまうだろう、ヨウ素剤も配布されていない」と諦めのような心情を吐露される場面もありました。

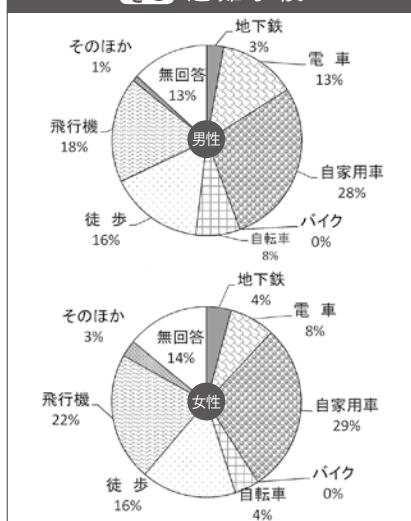
福祉施設の現場が非正規雇用の派遣職員に頼らざるを得ない事情から、全利用者への有事故の際の対応まで確約できないだろうと推測される事業所が多くありました。

様々な公的資金、助成金を活用し、籠城策のための大がかりな装置を整え始めている施設の視察は、実践的で頼もしいと感心する一方、それほど避難が困難となる現実、見放される存在が必ず出てしまう臨場感をつきつけられる体験となりました。

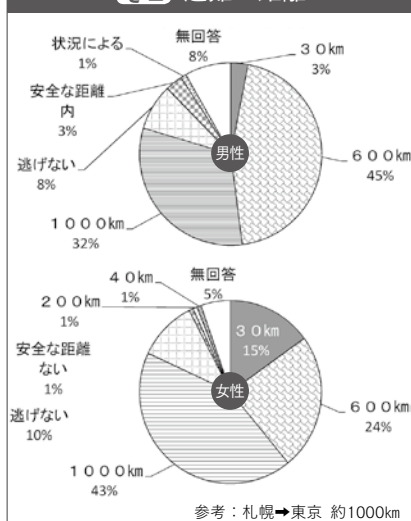
地下歩でのアンケート結果

回答者／男性96名・女性126名
実施日／2014年11月15日

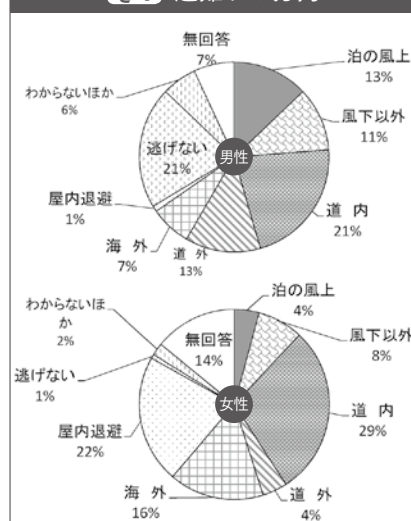
Q3 避難手段



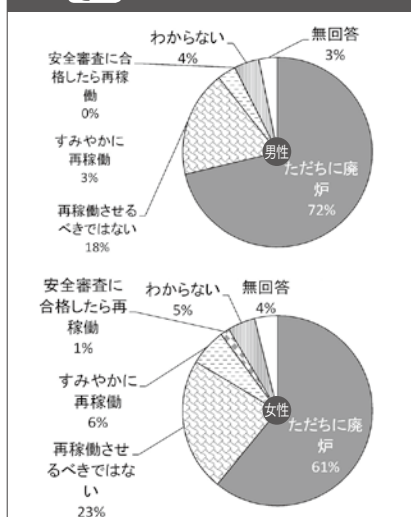
Q2 避難の距離



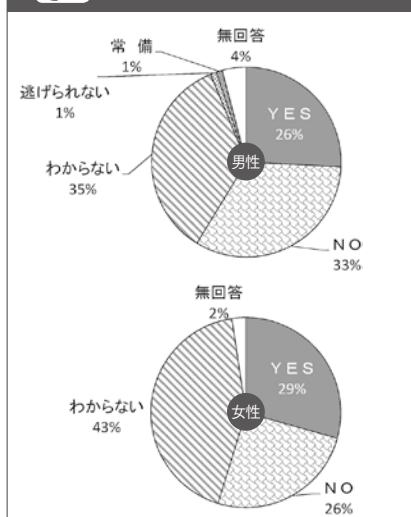
Q1 避難する方角



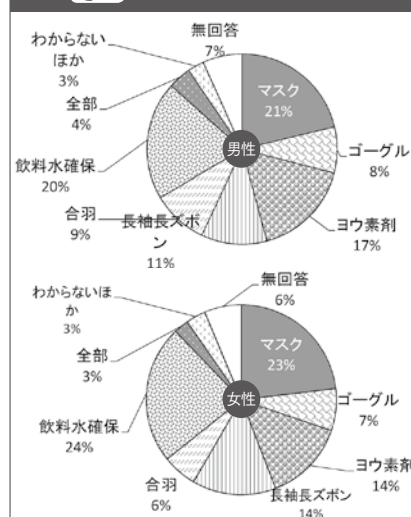
Q6 泊原発をどうするか



Q5 1時間で持ち物を決める時



Q4 被曝からの防御方法



(グラフ作成・関根達夫)

※札幌駅前通地下歩行空間で実施した防災意識調査アンケート (回答は札幌市民が約80%)

原子力防災訓練に関する質問書への 北海道庁からの回答

防災・避難プロジェクト
深 町 ひろみ
マシオン恵美香

泊原発の廃炉をめざす会 防災・避難プロジェクトチーム、地方自治を考える市民の会、ベクレルフリー北海道の三者の連名により、昨年12月24日付けで提出した原子力防災訓練に関する質問への回答書を本年1月26日に受け取りました。質問は23項目で、実際に昨年と一昨年に原子力防災訓練を参観して気付いたことを中心に質問しました。

資料を含む20ページの回答では、昨年の訓練に参加した施設等入居中の要配慮者の種別（障がい者、高齢者施設等）ごとの人数について、1444名のうち、障がい者施設の合計は688名（屋内退避515名、避難173名）、高齢者施設では669名（屋内退避656名、避難13名）、その他のほかの施設87名（屋内避難43名、避難44名）とし、実際にUPZ外の指定された場所へ避難移動したのは230名のみであったと報告されました。しかし、訓練参観中の聞き取りでは、屋内避難訓練をしたとされている施設の利用者であつても、実際には自らが訓練に参加している自覚のないケースがありました。

回答では他に、有事の際にオフサイトセンターへ人員が到着するのに3時間程度を要するとし、

救護所に専門員が到着するまでの時間を「通常の移動に要する時間と大差ない」などに見込んでいます。大勢が避難するために必要なバスの協定については「現在、関係する機関と協議中」とし、傷病者の移送に使用するヘリコプターに関する設問のうち、飛行可能な天候条件・距離など、重要な部分には回答していません。

また、燃料使用量・除染用水の必要量などについても詳細な推計はしておらず、移動や発電に必要なガソリンも、訓練会場で「行政が準備する」と説明された被除染者用の衣類も、備蓄は行っていないと。「原子力安全対策課」として、配慮と慎重さに欠く回答が気になりました。この回答書の内容から、北海道の原子力防災避難計画が全体として、人々の「自助」に多くを丸投げしており、国の規制委員会が昨年5月に示した「緊急時の被曝線量および防護措置の効果の試算について」とする資料に示される「UPZ内は避難ではなく屋内退避が合理的」との見解を支持して、「住民をできるだけ動かさない計画」となっている印象を受けました。

川内原発再稼働 反対行動に参加して

1月25日、13時から鹿児島市天文館公園で開かれた「ストップ川内原発再稼働！1・25全国集会」に北海道から一人で参加して来ました。

この全国集会を機会に24日には、鹿児島・反原連主催の「全国金曜行動総結集・大交流会」が、薩摩川内市で13時から開かれ、約100人が参加し「火山と原発」の著者の火山学者須藤靖明氏の講演と全国金曜行動の交流会が開かれ、約170カ所の金曜行動の概要が報告された。夜はホテルでの飲み会、25日は朝から川内原発のゲート前で市民団体およそ100人が再稼働反対の抗議集会（この集会をNHKが初めて取材し翌日2回放映した）。続いて原発の裏の久見崎海岸の川内テント広場を訪問した。

それから鹿児島市に向かい、3000人を結集した「ストップ川内原発再稼働！1・25全国集会」に参加。続いて「再稼働阻止全国ネットワーク」の全国交流会が開かれ、情報交換と今後の対応について討論、という一連のイベントに参加してきました。さらに往路の途中で23日には東京のたんぼぼ舎に寄り、17時半からの関西電力東京支店前での高浜原発再稼働反対の抗議行動、18時半から20時までの官邸前行動にも参加して来ました。

（世話人・小林善樹）

大飯差し止め控訴審に参加して

11月5日大飯原発控訴審が金沢であり、泊原発の廃炉をめざす会から参加しました。名古屋高裁金沢支部に着いたのは3時少し前でした。30人の傍聴席に対して160人の原告や支援者が並んだことを知りました。向かいの労組会館は、すでにマスコミ各社の記者も含めて150人以上の人たちで満杯でした。

会場には各地の原発訴訟団の幟が10本以上掲げられ、廃炉の会の幟もあり、連帯の意思を示すことができ嬉しかったです。参加団体は大飯訴訟団の他に玄海（原告団と弁護団）、大阪大飯訴訟団、東海、浜岡、川内、志賀、泊の8団体でした。

玄海原発訴訟の弁護団の方々による模擬法廷を再現しました。裁判官がいない法廷ですから、アドリブもあり、堅苦しくなく裁判がとても身近に感じられました。当会も見習いたいと勉強になりました。

報告集会では、住民側の立場で意見陳述された中嶋哲演代表が「司法の良心を引き継いで欲しい」と訴えました。また海渡弁護士も、浜岡原発差し止め訴訟で、耐震設計審査指針の基準を満たせば重大な事故は起こさないとした判決に触れて「福島事故はそれでも起こった。二度と繰り返さないことが司法の責任」と述べました。

交流会では各地での闘いの経過をそれぞれの団体が発言。私も泊原発の廃炉の会の口頭弁論や、市民向けの講演会の企画等などについて話しました。また活動を知らせるハイロニュース創刊号から11号分合本を10部を持参しましたが、大飯や玄海などの原告団にとっても喜ばれました。交流会の席では隣どうだった玄海原発訴訟団の原告の方とお話することができ、「原告は8516人と多いけれど、財政

が逼迫している。泊廃炉の会は、堅実な財政で参考になる」と言われました。他団体と交流すると、さまざまな運営の仕方を知ることができます。とても元気づけられました。

翌日は、志賀原発訴訟の原告団長の北野さんの案内で、九州の方と3人で、能登半島の志賀原発を見学しました。

志賀町は小さな町ですが、原発公共施設、道路、小中学校も立派でした。高齢者介護施設は原発から5kmと至近距離です。寝たきりの高齢者の多くが逃げられないことを想定して、放射能から防御できるように特殊な建築になっているそうです。しかし、非常時の避難計画から除外されていると聞き、現代の姥捨て山ではないか！とショックと怒りを覚えました。

志賀原発の建設を巡っては、隣町と一緒にのし烈な反対運動がありましたが、幻の住民投票に終わった苦い経験があるとの説明に、原発誘致は今までの人間関係も壊してしまうことを改めて感じました。

事故が起されば、反対した住民も等しく被害を受けるのです。全国の原発再稼働は絶対に認められないと意を新たにしています。そのためにも、脱原発原告団全国連絡会の役割は、今後ますます重要になると思います。

（世話人・樋口みな子）



全国の仲間たち

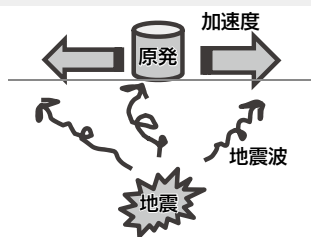


泊原発はどこまでの地震に耐えられるか？

地震の強さを表すには、地震のおきた地下の場所（震源）で、岩盤の破壊によって放出されたエネルギーの大きさを示す「マグニチュード（M）」と、地表でどれだけ揺れたかを示す「震度」があります。しかし、原発のような構造物が揺れにどれだけ耐えられるかを計算するときは、地震の波の加速度を使います。加速度というのは、時間とともに速度が増加する割合のことです。地球には重力がありますね。手に持ったボールを落とすと下に落ちます。ボールを放した瞬間の速度はゼロですが、落ちていくうちにどんどん速くなります。1秒間に980cmも速くなるのです。これを重力加速度といいます。1秒に1cm加速するときが1ガルですので、980ガルになります。加速度とは、速度が速まっていく速度ですから、速度をもう一度、時間で割らねばなりません。それで、単位は cm/s^2 となります。

地震の強さに加速度を使うのは、加速度が大きくなるほど、揺れによるショックが大きくなるからです。

原発を設計したとき、周辺で発生する可能性が



ある地震の最大の揺れを「基準地震動」といい、泊原発では現在、550ガルになっています。しかし、それを超えたらすぐに壊れるか、というと、そうでもありません。ある程度は余裕をもって造られているからです。しかし、これ以上になったらもう壊れるという本当の限界、これを「崖っぷち」という意味で「クリフ・エッジ」と呼びますが、泊原発では、1・2号機が1,023ガル、3号機は、996ガルです。逆に言えば、それを超える揺れが来たら泊原発は壊れる、と北電も言っているわけです。

2014年5月21日に原告が勝訴した大飯3・4号機のクリフ・エッジは1,260ガルでした。裁判長は、これまで日本では、わずかにM7.2の岩手・宮城内陸地震で、4,022ガルもの加速度が生じている（これは世界記録でギネスブックにものっています）、そういう地震が来れば、原発は必ず壊れ、メルトダウンするのだからと言って、原発を止める歴史的判決を下したのです。地震動は、地震を起こす活断層が近いほど、またその長さが長いほど、大きくなります。北電は泊原発に近い、長い活断層を否定し続けていますが、原子力規制委員会は、それに納得してきませんでした。北電にそれを認めさせることができれば、泊原発は、もう動かせなくなるのです。

（共同代表・小野有五）

語った
聞いた

交流の地下歩イベント

年も押し迫った11月15日、地下歩行空間で「脱原発CA F E in チ・カ・ホ」が開催された。当日、女性はベレー帽を被ろうと示し合わせ、各自、それぞれのベレーに思いを込め、担当の持ち場に立った。カフェと銘打っているの

で、まずは紅茶（アイリッシュ・クリーム）と及川さんお手製の美味しい焼き菓子を用意。寒い地下歩で温かい紅茶を飲みながら語り合おうと企画されたが、思いがけないカフェにたくさんの市民が足を止めた。

かった。

一番の圧巻は川原茂雄先生の原発出前授業と小野有五先生の脱原発講義。椅子席は満席、立ち見の人が通路に大きく膨らみ、交通の妨げになると何度も地下歩職員に注意されるほど。「100万人署名」にも賛同人募集の呼びかけにも多くの人が協力してくれた。ちなみに署名は350筆集まった。関心のない人、知らない人にいかに知らせるか、このような公共の場で情報提供することは、重要な有効な手段だと思った。

「原発にあなたは賛成ですか。反対ですか。」と問いかけ、さらに「泊原発周辺で事故が起きたらあなたはどこに逃げますか。避難の手段は何ですか？」とアンケートに答えてもらいながら、話をする、話を聞く、一緒に考えることをした。その問いかけにたくさんの人達が立ち止まり、会話する姿が目立った。また、壁に貼った力の入った各団体のポスターを見て、担当者の説明を熱心に聞き、パンフレットを手にした人も多



事務局から

賛同金・募金（カンパ）へのお礼

「HAIROニュース12」の発送の折に当会の財政状況をお知らせしたところ、会員333人の方からの賛同金・募金（カンパ）がありました。ありがとうございました。

次回、第13回口頭弁論の日程

4月28日（火）15：30より
（集合、14：20大通公園西11丁目）
第14回口頭弁論
7月21日（火）15：30

イベント

忘れない3.11講演会

3月9日（月）開場17：30 18：00開演 かでる2.7 [大ホール]
テーマ「原発と北海道の未来—そのとき、道民は守られるのか？」
泊原発緊急事態！その時、私たちはどうなる？—原発避難計画の検証—
第1部 上岡直見さん講演
第2部 「避難計画 各政党はこう考える」



3月22日（日）13：00、16：00 教育文化会館
映画「日本と原発」（河合弘之監督—脱原発全国連絡会弁護団長）
主催：脱原発をめざす北電株主の会
共催：泊原発の廃炉をめざす会、Shut泊、ベクレルフリー北海道、
（株）フーム空間計画工房 1級建築士事務所